
中国情報（WTO/FTA・貿易・安全・その他）

2008年10月15日号

- ◎ 中国共産党三中全会、2020年までに農民収入倍増へ
【独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部 調査課】

※ この記事は、独立行政法人農畜産業振興機構が執筆・提供しているものです。内容の一部または全部を転載等する場合は、資料元が当機構によるものである旨を必ず明らかにして下さい。

農村の改革・発展の推進が重要課題に

中国共産党第17期中央委員会第3回全体会議（三中全会）が、2008年10月9日から12日までの間、北京で開催された。中華人民共和国憲法前文において、中華人民共和国は中国共産党の指導を受けるとされていることから、同党中央委員会全体会議の決定は、中国の今後の政策に直接的な影響を及ぼすものである。会議には、胡錦濤中国共産党総書記（兼国家首席）、呉邦国同党政治局員（兼全国人民代表大会常務委員長）、温家宝同党政治局常務委員（國務院総理）などの党首脳、202人の党中央委員および166人の党中央委員候補などに加え、農業・農村・農民問題を研究する専門家なども出席した。

同会議では、改革開放30周年の節目を迎え、農村の改革・発展の一層の推進が重要な課題とされ、中国の社会主義市場経済体制などを確立・改善し、全体として暮らし向きの安定した国民生活を実現させるためには、その実践こそがさらに重要なことであるとされた。

都市部・農村部の一体的な発展実現と農民の収入倍増などを2020年までの目標に

三中全会は、いわゆる三農問題（農業振興、農村の経済成長、農民の増収と負担減）の専門家が出席したことからわかるように、農村部の改革・発展とそのための目標設定の検討などが主な議題となった。会議では、中国の農業について、国際協力および国際競争に正面から臨まなければならない局面にあり、特に都市部・農村部の二元構造から発する矛盾が深刻化しているとし、各地域・階層間の格差を是正し、調和のとれた発展を目指す「和諧社会」

の実現のため、2020年までに達成すべき農村改革・発展のための基本目標および任務について、次のとおり指摘した。

- 1 農村部の経済をさらに健全なものとし、都市部と農村部の一体的な経済・社会的発展を基本的に実現させる。
- 2 近代的な農業建設を一層発展させ、農業の総合的な生産力を著しく向上させ、国内の食糧安全保障を図るとともに、主要な農産物供給を効果的に保証する。
- 3 農民1人当たりの純収入（農村世帯における総収入から諸費用・税金を差し引いたもので、都市部における可処分所得に相当）を2008年比で倍増させ、消費水準を大幅に向上させ、絶対貧困層の根絶を図る。
- 4 農村部の基礎組織のさらなる強化を図り、農民の自治制度をより完全なものとし、農民の民主的な権利を確実に保証する。
- 5 都市部と農村部の基本的な公共サービスの均等化を推進し、農村文化のさらなる繁栄を図り、農民の基本的な文化権益を着実に好転させ、農村部の誰もが良好な教育の機会を与えられるようにし、農村部の生活保障や医療衛生制度のさらなる整備を図り、農村社会管理システムを一層完全なものにする。
- 6 資源節約型、環境友好型の農業生産システムを構築し、農村部の居住・生態環境を著しく改善させ、持続可能な発展能力を絶えず増強させる。

目標達成のため、農産物の品質安全の強化や土地の生産性向上などを指摘

三中全会ではまた、農村部の改革・発展目標の実現のため、近代的な農業の発展と生産性・品質優良性・安全性の向上などが指摘され、農業技術や産業化の推進、土地生産性・資源利用性・労働生産性の向上、農業のリスク抵抗能力・国際競争力・持続可能な発展能力の強化などを確保していくことが必須であるとされた。

その上で三中全会は、目標と規画（総合的ガイドラインを意味する言葉で、指令的な意味を含む「計画」よりも数量化指標が減らされ、戦略的な方針や任務・対策など、よりマクロ的な政策に重点が置かれている）を明確にし、関係部局の力を増強・集中するとともに、食糧安全保障の確保、農業構造の戦略的調整、農業科学技術の刷新などを推進し、農業の標準化と農産物の品質安全対策を強化し、品質安全に対する監督管理責任を確実に着実に果たし、不合格となった農産物が市場に流通することが絶対にならないようにしなければならないとした。

中国では、2007年3月の第10期全国人民代表大会第5回会議において、私有財産の保護などを認めた物権法が審議・可決され、土地の公有制を維持したままで、農民の土地所有権を実質的に容認する方向性が示されていた。三中全会は10月12日、「農村改革・発展推進のための重大問題に関する中国共産党中央委員会の決定」を採択して閉幕したが、現地報道などによると、同決定の内容に従って構築される新たな土地制度において、現在は30年とされている農民の土地請負経営権が70年に延長され、実質的な土地の私有化が図られるとともに、同権の流動化（→土地流通の自由化）についても、条件付きながら、事実上容認される見込みであるとされる。